

第 8 6 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 86 回（平成 29 年度第 5 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 29 年 8 月 24 日（木）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3-1. 報告事項

①安土町地域の社会福祉活動について（近江八幡市社会福祉協議会安土支所）

資料 1

4. 協議事項

①安土町地域の社会福祉活動の課題について
（近江八幡市社会福祉協議会安土支所の報告を受けて）

②先進地視察研修について

3-2. 報告事項

②安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について
安土学区 善住委員、老蘇学区 澤 委員

参考 1

5. その他

安土健康づくりセンターの活用について

参考 2

（連絡事項等）

次回会議運営部会は、 9 月 6 日（水） 午前 9 時 30 分から

9 月定例会は、 9 月 20 日（水） 午後 1 時 30 分から

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 86 回（平成 29 年度第 5 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 29 年 8 月 24 日（木） 13:30～16:30
●出席者 （委員等） （事務局） （説明者等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、矢場義章委員、横川明子委員 地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…万野理事、重田参事、助野副主幹 近江八幡市社会福祉協議会 野田事務局長、重野課長
●議題及び議事	報告事項 安土町地域の社会福祉活動について 協議事項 安土町地域の社会福祉活動の課題について
事務局	第 86 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。開会に際しまして会長よりご挨拶賜ります。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 本日の会議につきまして、中澤委員から会長あてに欠席の連絡がございました。また、宗野アドバイザーから会長あてに欠席の連絡がございました。宗野アドバイザーにおかれましては、「会議内容等で疑問点が生じた場合には、後日、回答させていただきます。」との伝言がございました。 「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定に基づき本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより議事に入らせて頂きます。議長は同じく協議書の規定に基づき会長にお願い申し上げます。
会長	規定に基づき議長を務めます。なお、会議は 15 時 30 分までに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。 会議次第に基づき、前回（7 月 19 日）の定例会以降の地域協議会の活動について経過報告を行います。まず、広報編集部会の活動について広報編集部会長から報告願います。
広報編集部会長	9 月 15 日付けで地域協議会だより第 43 号を発行し、広報 9 月 15 日号と併せて全戸配布の予定です。内容は、「第 83 回、第 84 回、第 85 回定例会」「第 2 次

地域福祉計画の報告について」、「カラオケおいそ屋」、「子どもデイキャンプ等です。

会長

ありがとうございます。

ご報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ございませんか。

無いようですので、8月8日開催の会議運営部会について報告いたします。

本日の会議次第の内容について審議いたしました。

報告事項として、1点目の「安土町地域の社会福祉活動について」近江八幡市社会福祉協議会から報告いただきます。続いて協議事項として「安土町地域の社会福祉活動の課題について」協議いただきたい。「地域包括支援センター」についてもご意見出ていましたので、次のステップを考えています。続いて協議事項で先進地視察について、相手先、事務局、アドバイザーで連携いただいていますのでその報告と、対象者についての協議をいただきたい。報告事項で安土学区まちづくり協議会の活動、老蘇学区まちづくり協議会の活動について報告いただきます。その他として、「安土健康づくりセンターの活用」について報告いただきます。

以上が会議運営部会で決定した内容です。この内容に関して、ご意見、ご質問等はございませんか。

無いようですので会議次第に沿って議事を進行いたします。

なお、意見箱の意見でございますが今般は0件でございました。

それでは、報告事項の1点目「安土町地域の社会福祉活動について」近江八幡市社会福祉協議会から報告いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

近江八幡市社会福祉協議会

近江八幡市社会福祉協議会事務局長です。私共は社会福祉法人として、近江八幡市行政とは車の両輪のような立場で仕事をさせていただいています。あくまでも民間法人として、公共的な面と、民間事業者的な面、両面を持った組織であるご理解ください。法人の基本は、社会福祉法の第109条に基づいて「全国の行政市町が社会福祉協議会を設置することができる」というのを根拠に社会福祉法人があります。以前は近江八幡市社協と安土町社会福祉協議会がありまして、合併しまして近江八幡市社会福祉協議会という組織、社会福祉法人になっています。全体的には社会福祉法に基づいて活動させていただいています。社会福祉法の第4条、平成26年に大きく改正されたのですが、「地域福祉事業の推進に努めなければならない」というものに基づいて、地域福祉の取り組みをさせていただいており、社会福祉協議会の柱となっています。現在、国を挙げて「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進がされております。そもそも社会福祉協議会

が設置されている一つの根本的なところは、行政がいろんな制度とか仕組みにおいて、社会福祉を取り組んで行くには限界があります。全て制度や補助事業で社会福祉が進められるものではありません。どうしても制度の隙間とか、制度で汲取れない地域の課題とか出てきます。そういう所を社会福祉法人という民間法人を設置することによって住民への働きかけとか、行政が介入できない住民活動に社会福祉法人が間に入らせていただいて、取り組みを進めて行く、大きな意義が有ります。行政が入って行くとなりますと、当然税を納めている関係で、「それも行政でやれば良いではないか」という反発も出て来るのですが、自治会や住民からの反発を避ける意味もあって、法人を作って住民の育成を図るという目的も一つ社協の中には持っている、ところがあります。

(資料に基づき説明)

○平成 29 年度事業計画より

少子高齢化が進んでおり、近江八幡市では平成 26 年末から人口が減少局面に入りました。人口減少により、少子高齢化が加速度的に進んで行くこととなります。一方、近江八幡市内の世帯数については右肩上がりに増加しており、核家族化が進んでいて、全国的なものでもあります。

核家族化が進むことで、今まで家族の中で支えていた生活の問題等、子育てや、高齢になられた両親はその子供が面倒を見るというのが日本は続いていたのですが、年老いた親の面倒を見られない、会社の転勤等で遠く離れた所で生活しないといけないという世帯も有ります。

従来では家族内で支えられていた問題が地域社会の課題として表に出て来る現状になっています。

・ 2030 年問題

「団塊の世代」の方が 75 歳を迎え、その 5 年後健康を害して介護のお世話にならないといけないとか、いろんな問題が出てきます。日本は急激に高齢化社会を迎えていますので、先進国でも経験したことがないような、困難な局面を迎えます。残された 2030 年までの 13 年の間に、なんとか地域力を強化していかなければならない。自助共助で支え合える、地域で課題に気づいてお互いさまの気持ちで支え合える地域の力を、目指さないといけない。

従来ですとそういう役目は自治会長さん、民生委員さん、福祉協力員さん、そういう方々の仕事だと言われてきました。今、国が「1 億総活躍社会」と言ってみて、皆さんが再就職されたり、引き続き再雇用ということで働いておられる方ばかりで、「誰が地縁の役員をするのか」という問題があります。現在市内の民生委員は定数に満たない状況です。地域によって欠員が生じています。

「私は時間が有るし、何か人の役に立ちたい、いつお世話になるかもしれないので」、という時間と余裕の有る方に参加いただいて地域の支え役になっていただく、ということで社協の中には「ボランティアセンター」を持っています。社

協のボランティアセンターは有事の際には「災害ボランティアセンター」に変わります。ボランティアの育成も私共は推進しています。

国では地域力を高める取り組みとして、昨年 12 月に地域力強化の検討委員会が「我が事・丸ごと」ということで中間報告をしました。全国社協では地域の共生社会を作って行く使命が有りますので、強化計画・アクションプログラムを昨年 12 月から検討会をスタートし、この 5 月にアクションプランを立てました。

その中に 5 つの重点取り組み項目を挙げています。

- ・あらゆる生活課題に対応していこう
- ・相談支援体制を強化していこう
- ・アウトリーチで地域に社協職員が入り、専門知識を生かし、地域課題を解決できる仕組み作り、体制作りをやろう
- ・地域との繋がりをより再構築していこう
- ・行政とのパートナーシップを築いて取り組んでいこう

地域の方々、地縁組織の自治会、民生委員、福祉協力員の方、地区社協の方々と共に生活圏域に合った地域課題が解決できる自助共助の仕組み作りを指導して行こう、ということで取り組みをしています。

ここ 5 年ほど、地域に入らせていただいて自治会単位のふれあいサロン、居場所の設置、見守り支え合い活動の促進、住民グループを作るとか、最近ではワンコインカフェといって気軽にコミュニティセンターとか居場所に集まっていたら仲間づくりをしたり、ボランティア活動に外に出させていただき取り組みをしています。サロンや居場所に参加いただく機会にいきいき百歳体操をしていただいて、健康で長生きしていただける地域の活動の推進をしたりしています。

最近、地区担当を設けて活動させていただいています。「福祉ネットワーク通信」という広報を発行しまして、地区担当が地域の中に入れていただいて、見守り支え合い取り組みの推進状況が地域住民にもご理解いただけるように、包括支援センターにも社協の取り組みが理解いただけるように、広報をスタートしました。

地域福祉を高めるには、制度で全てを網羅できませんので、地域の中で助けて欲しい時には気軽に声を出せる、我が事のように考えて支援ができる体制作りに取り組んでいます。

一方、民間的事業で介護保険事業、デイサービス、ホームヘルプ、相談支援事業所、ケアマネ事業、にも法人として取り組み致しております。

そういう取組みが社会福祉法人の近江八幡市社会福祉協議会としての取り組みです。その下に、地区社協、または各学区の社協が存在しています。

安土町、安土地区については、安土学区、老蘇学区と有るのですが地区社協として活動いただいているし、その活動に社協としても支援をさせていただいています。

○現在の近江八幡市の高齢化率 25.9% まで上昇
中でも地域によって課題がいろいろ異なります。

- ・ 独り暮らしの高齢者の多い学区
- ・ 児童の課題の多い学区

○高齢化率 安土学区 26.94% 老蘇学区 23.96%

○独り暮らし高齢者数 安土学区 413 人 老蘇学区 95 人

○独り暮らしの率 安土学区 4.2% 老蘇学区 3.4%

○高齢者のみ世帯 安土学区 1,364 世帯 老蘇学区 295 世帯

○高齢者のみ暮らし率 安土学区 14% 老蘇学区 10.6%

これらは市内で、年々増加傾向です。

○学区別に見る要保護児童発生率

武佐学区 3.9% 岡山学区 1.48% 安土学区 1.23%

最近核家族化が進み、子育ての問題、独り親家庭が増えています。

仕事しながら子育ては大変な状況になっています。

社協は状況に応じた子育てサロン、支え合いの仕組み作りに取り組んでいます。

近江八幡市社会
福祉協議会

続いてどのような体制で、具体的にどのようなことに取り組んでいるか紹介、
説明いたします。

(資料に基づき説明)

◎社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会

■体制

本所(事務所) 総合福祉センターひまわり館1階

安土支所(事務所) 安土デイサービス内

「地域福祉課」と「在宅福祉課」の2課体制

「地域福祉課」

- ・ 法人運営グループ
- ・ 地域福祉推進グループ～地域担当制(本所から安土支所へ支援)
- ・ 生活支援グループ～判断能力が不十分な方への金銭管理の支援
生活福祉資金の貸付、個別相談等
- ・ 安土支所

「在宅福祉課」

- ・ 居宅介護支援事業所～ケアマネジャーが所属、介護保険サービス計画の作成
- ・ デイサービスセンターひまわり～デイサービス事業所

- ・相談支援事業所～障がいのある方の相談支援
 - ・ガイドヘルプひまわり～視覚障がいの方のヘルパー、支援
- (安土)
- ・デイサービスセンターきらめきあづち
 - ・ヘルパーステーションあづち
 - ・居宅介護事業所～障がいがある方へのヘルパー派遣

■地域福祉の推進

社会福祉協議会は福祉の課題に応じて制度では対応できない部分を地域の皆さんと課題を共有しながら、地域の皆さんと共に福祉活動を進めています。

- ・支える～個別に生活を支える（権利擁護・福祉資金）
- ・つなぐ～身近な福祉の相談窓口、専門機関へのつなぎ
- ・つくる～制度で対応できない課題への対応
- ・まなぶ～福祉教育の推進

■安土支所地域福祉課の主な業務

安土支所長（地域福祉課長と兼務）

職員 常勤 1 名

兼務 1 名（ヘルパー事務所との兼務）

非常勤 1 名（子育て支援）

- ・地域福祉活動の推進～地区社協、自治会単位の活動支援
（ふれあいサロン、見守り支え合い活動）
 - ・福祉団体活動支援
（学区民児協、地区日赤奉仕団）
 - ・ボランティア活動支援
（本所のボランティアセンターのサテライト機能、ボランティア連協の支援）
 - ・心配ごと相談事業
（民生委員児童委員が相談員になり、年 10 回実施）
 - ・司法書士相談（年 2 回）
- [市の委託事業]
- ・障がい児サマーホリデー事業（夏休み 20 日間 19 名）
 - ・障がい児休日生活支援事業（土曜日実施 年 10 回）
 - ・つどいの広場事業（子育て支援 就学前の子どもと保護者 週 3 回）
～駅南のあいあいの家から 10 月より駅北で移転、準備中
 - ・その他～共同募金、日赤社資事務、
備品貸出（車椅子、レクリエーション備品）

◎安土地区社会福祉協議会

旧近江八幡市と旧安土町が平成22年3月21日に合併し、合併すると社会福祉協議会は各市町に一つずつと決められており、安土町社会福祉協議会と近江八幡市社会福祉協議会は合併し、一つの法人社協となりました。

合併以前、旧近江八幡市にはそれぞれの小学校区毎に地域住民により組織されている学区社会福祉協議会、学区社協が有りました。

合併後、安土町地域ではこれまで安土町社協が取り組んできた、培ってきた地域福祉活動をできるだけそのまま継続して行く必要がある。

安土も住民による社会福祉協議会を立ち上げようということで、平成22年7月17日に「安土地区社会福祉協議会」が発足し、地域による住民主体の社協が出来上がりました。組織体制としては年1回総会を開催し、各区・自治会の代表、学区民児協の代表等が評議員になっていただいております、理事会役員である理事は現在34名です。

■安土地区社協の主な活動

- ・敬老のつどい（9月）70歳以上、参加約500名
- ・一人暮らし高齢者のつどい
- ・障がい者週間記念のつどい実行委員会（12月）福祉フェスティバルにて
- ・子育て支援活動～親子ふれあい事業
- ・福祉バザーの開催～地域、自治会にご協力いただいて、大きな収益を上げています。
- ・ふれあいサロン活動支援
- ・福祉協力員活動支援～研修、交流、見守り活動
- ・見守り支え合い活動～市社協と学区（地区）社協が連携し地域の見守り支え合いの取り組み

地域福祉の活動は、地域の志の有る方のご尽力によって支えられています。

■ボランティア活動保険（送迎サービス補償）について

地域で病院に行くまでの移動手段が無い方を支援する時に入る、送迎サービスの補償・保険です。加賀住宅自治会で見守り支え合い活動の中で、地域で自動車の送り迎えをされる時に心配なので加入されている。加入を検討中の自治会も有りますが、現在の加入は加賀住宅自治会1件だけです。

それと「近江八幡市社会福祉協議会」と「滋賀中央信用金庫」の間で「地域見守り合い協定」を結んでいます。滋賀中央信用金庫は市内に6店舗有りますが、銀行員が移動の途中で異変に気付かれたら社会福祉協議会に連絡いただけるよう、協定を結ばせていただいております。そして今準備中ですが、軽自動車2台を寄付いただきまして、地域の生活支援活動に貸出しして行こうと考えています。例えば自治会、地区社協で送迎支援して行くので自分の車でするのは不安な時に

ご寄附いただいた社協の車と、元々社協のワゴン車等を使っていただけるようにしたい。

■民生委員児童委員と福祉協力員の現状と、社会福祉の立場で高齢化社会についてどのような課題があるか。

・民生委員児童委員の事務局を市の社会福祉協議会で担当させていただいています。滋賀県の民生委員児童委員協議会から下りて来る事を、各学区の民生委員協議会に下ろさせていただいています。中々、民生委員の成り手が無いということで、現在欠員したりしています。非常に民生委員の仕事は現在増えています。見守り支え合いの必要な方もだんだん増えて来ています。福祉協力員とも連携しながら取り組み進めていただいている状況です。民生委員は3つぐらいの自治会を担当されますが、民生委員が住んでおられない地域、よく分からない地域について福祉協力員と連携しながら取り組みを進めていただいています。安土では定期的に「見守り支え合い推進会議」をさせていただいたり、防災訓練では民生委員と福祉協力員と連携をして安否確認訓練の取り組みをしていただいています。中々、民生委員と福祉協力員だけで対応は難しいので、今は「見守り支え合い活動」ということで地域ぐるみで活動を補い合っていける取り組みが必要と、感じています。地域ぐるみで関心を持っていただいて、お互いが支え合える地域づくりを進めていけたらと思います。課題としては「担い手の不足」とか「今している活動をどう繋いでいくのか」というのが課題と思います。行政とか等では見えにくい課題、「引きこもっておられてどうやって対応すればよいか分からない」とか、1軒の家でも障がいの有る方の問題、認知症の親御さんの問題と重複している問題等有り、専門機関と連携しながら地域の取り組みを進める必要が有ると考えています。

最後に9月3日に防災訓練を安土で行います。その時、安土のコミュニティセンターで「災害ボランティアセンター」の運営訓練、安土のサテライトを開いていく訓練を行います。災害時は社会福祉協議会だけで対応できるということはないので、安土の関係機関と協力しながら、公的だけでは進めにくい所をボランティアの力も借りながら、地域ぐるみで応援してもらいながら共にネットワークを作っていきたいと考えています。

会長

有り難うございました。今説明いただいた件で質問ございますか。

委員

基本的なことですが、各学区の社協は法人格が有りますか。学区社協や安土地区社協は法人ではないのですか。

近江八幡市社会福祉協議会

全部で9つの学区地域社会福祉協議会が有ります。法人格は無く、登記とかもしていない、任意団体です。運営の仕方として役員に理事を置いています。任意団体です。

委員

現場の活動は、どちらかというと学区社協や地区社協がメインになりますか。

近江八幡市社会
福祉協議会

近江八幡市の社会福祉協議会に地域福祉担当の職員がおりまして、中学校区毎に担当職員を決めています。私は安土地区の担当をしていますので、地区社協でいろんなことを考える時には、安土支所に来て地区社協の役員さんとかと「どういう風にしていこうか」と考えています。また「〇〇自治会で見守り体制作りに取り組んでいきたい」ということになれば、市社協の職員が直接自治会に出向きまして一緒に考えたり支援しています。各学区の社会福祉協議会については、学区の課題に対していろいろな取り組みをしていただいています。安土地区社協の取り組みについては、他の学区とは内容の違う取り組みをしていただいています。それぞれの地域に必要な取り組みをしていただいています。市の社会福祉協議会としては福祉の専門職として、地域づくりとか自治会に入ったりして支援しています。学区の社会福祉協議会については、学区として一緒に自治会の活動を応援して行くというようにさせていただいています。学区社協としてもできること、学区社協から見守り支え合い活動に補助金を出していただいたり、市社協も自治会に出向かせていただいて、「こういう取り組みをされている」ということを学区社協の会議で共有させていただいて広報でPRしたり、そういう連携をしています。

委員

全体がもう少し分かりにくいのですが。市行政の福祉関係の部署、福祉政策課や長寿福祉課等との関連はどうですか。

近江八幡市社会
福祉協議会

「地域福祉計画」という市の計画と同じように市の社協でも「地域福祉活動計画」というのを作っています。こまごまとした地域の取り組み、住民と一緒に取り組んで行くことについては、社協の計画に挙げてあります。それを行政としてどういう風に支援して行くか。社協の計画と行政の計画を両輪のように進めて行くために月1回、市の社会福祉協議会の職員と福祉政策課とで地域福祉推進の事務局会議を開いています。「地域でこういう取り組みが有りますよ」、自治会単位での取り組みの一覧とかは市の方にも挙げて、一緒に進めているという形になっています。その会議で行政と調整をしたり、社協では障がいのことや高齢者のことを区別していないので、長寿福祉課や障がい福祉課、健康推進課、いろんな課とやりとりしながら取り組みを進めている形です。

委員

住民側から見た場合、「これ困ったのだけど、どこの誰に、どうなるの」というのがよく分からない。

近江八幡市社会

福祉政策課で「相談ダイヤル」の一覧表を作って各世帯に配られたりしている

福祉協議会

と思いますが、非常にいろいろたくさんありまして、中々どこに相談したらよいか分かりにくいと思います。福祉政策課についてはいろんな課との調整をさせていただいています。特に「避難行動要支援者支援制度」というのが有りまして、災害時の避難に支援の必要な方が事前に登録をされて、「普段から情報を共有して地域に公開してよい」という方については自治会長、民生委員、防災組織に情報共有されています。福祉政策課は災害時の避難支援も担当されています。長寿福祉課は高齢者に関する福祉の相談窓口をされていて、身近な所では主に中学校区毎に「地域包括支援センター」に有りまして、安土地域では「東部地域包括支援センター」というのが長田町に有ります。認知症について、福祉サービスを利用したいのだがどこに相談したらよいのか、ということでしたら「東部地域包括支援センター」または、ひまわり館の長寿福祉課に相談いただくことになると思います。

障がい者手帳に関する事、障がい福祉サービスに関する事は、ひまわり館の「障がい福祉課」になります。健康推進課は近江八幡市の保健センターがシルバー人材センターの向いにありまして、保健センターに有ります。健康に関する事、取り組みについては「いきいき百歳体操」や子育てに関する総合的な相談もされています。以下いろいろ有りまして、私も全て把握していない部分も有るのですが、「どこに相談してよいのか分からない」ということが有りましたら、社会福祉協議会にご相談いただきますと、「ここに行ってくださいましたら対応させていただきます」と、紹介させていただけると思います。社協の安土支所でもひまわり館の社協でも結構です。

副会長

「地域包括支援センター」というのは長寿福祉のことだけで、他の福祉の相談については相談できませんか。

近江八幡市社会福祉協議会

高齢者に関する事、介護保険法だけでなく、医療、後見人といった高齢者全般に関することになります。

会長

市社協は法人ですよ。安土は地区社協でいろんな事業活動をしていただいています。法人でないといけないものがあるから市社協が法人になっているのか。法律上の問題だけで法人になっているのか、何故法人格は必要なのですか。

近江八幡市社会福祉協議会

例えば私は社会福祉士の資格を持っていますが、専門的に支援活動を推進していくために職員が配置されています。専門的に取り組む体制が必要ということなので、法人格が必要と考えます。全国ほとんどの所が各市町に一つずつ法人の社会福祉協議会が有ります。例えば地域福祉権利擁護事業、判断能力が不十分な方の金銭管理、独り暮らしの認知症の方でも安定して福祉サービスを受けられるように支援していく事については、専門的な部分が必要です。地域福祉の推進につ

いても、組織化支援、学習支援の部分については、専門的取り組みが必要です。学区社協と共に取り組みを進めて行く上では法人格が必要と考えています。

会長 雇用関係が生まれる職員を置かれる場合、法人格が任意団体でも必要なのかな。そうなると地区社協は、デイサービスとか事業活動されていても法人格を持たなくてよいのですか。事業本体の市社協の一端の事業とみなされているのですか。

近江八幡市社会福祉協議会 地区社協はデイサービスの運営をしておりません。近江八幡市の社会福祉協議会がデイサービスセンターもヘルパー事業所もやっております。

会長 サービスとはいうものの、金銭的扱いをするものは市社協の法人が取り扱う事業となっているようですね。我々が見た目では安土地区社協に属する所で事業活動をされているから地区社協かな、と思うけれど市社協直轄による事業も有るということですね。

近江八幡市社会福祉協議会 市の社会福祉協議会の安土支所を活動拠点に地区の社会福祉協議会が地域福祉のために事務所としてそこを活用いただいている、ということです。他の学区の社会福祉協議会については、活動拠点はコミュニティセンターに置かれています。まちづくり協議会の職員がいくつかの業務を担当している中の一つで学区社協の事務局的な事も担当されて、役員が活動されているというのが他の学区の状況です。

会長 安土地区では元々幅広い活動を、他に無いサービスをやっていたので、安土と老蘇と分かれずにそのまま存続させようとしたのが、安土地区社協ですね。

近江八幡市社会福祉協議会 元々安土町社会福祉協議会でやっていた事を思うと、その中で近江八幡市社協の仕事としてやる部分と、安土地区社会福祉協議会として継続して行く部分と、2つ有るところです。より具体的な、地域の課題に応じた取り組みについては、「敬老のつどい」、「独り暮らしのつどい」、「見守り活動」、といった部分は市の社協も応援していますが、地区社協の役員さん達がボランティアでやっています。

事務局（区長） 先程、「送迎保険サービス」で地域単位で今取り組んでおられるのが加賀団地で買い物に行きにくい方の送り迎えをされている。それを社協のワゴン車を活用して、社協で拡大してやろうという計画があるのですか。

近江八幡市社会 福祉協議会	社会福祉協議会で送迎事業をやるということではなくて、社協の車を地域の活動をされる時に活用いただこう、というものです。
事務局（区長）	自治会が「車を貸してください」と言われたら、車を貸し付けるという事業ですか。
近江八幡市社会 福祉協議会	そうです。例えば自治会で、送り迎えをしたいと思うけど、自分の車を使うのはいやだし、社協の車を借りようか、ということです。地域で行われる生活支援活動に貸出しをしていく、ということです。
事務局（区長）	そういう活動は良い反面、陸運局の関係には触れませんか。
近江八幡市社会 福祉協議会	お金をいただかない、ということでやります。ガソリンを使った分を満タンに戻していただいて返していただく、ということです。ガソリン代だけならば、制度上それに引かからないのです。そこに「送り迎えするので、1回いくらです」となってくると、道路運送、タクシー業者さんのおられる会議に諮ることになります。
会長	見守り会という組織が、社協の車を借りて送迎してあげて、満タンにしたガソリンは自治会なり見守り会の運営の中の費用を使ってお返ししとけばよい。それは、車両に保険を掛けられるのですね。
近江八幡市社会 福祉協議会	そうです。
事務局（区長）	言い換えれば「1回いくら」という表現を無くしてお願いする者がお金の代わりに物、ガソリン代としたらこの規制から外されるというテクニックですか。何故私がこんな話をするかと言うと今「福祉自動車」の問題があるのです。皆様にお知恵も貸していただきたいのですが、全体で喜ばれる方法で考えた場合に、行政ですと板挟みになっていることも有ります。福祉自動車は1回200円、それを、お金を取らないですよ、お世話になっているのでガソリン代ぐらい。裏を返せば、いけるのであれば地域の方にもう少し理解を求めて広げられますよね。八幡の学区は学区単位の社協をされている。安土地域は安土も老蘇も安土地区社協でそのカバーをされているというお話ですので。
近江八幡市社会 福祉協議会	地区社協も学区社協も同じです。エリアを学区単位でやっているか、旧町単位でやっているか、だけの違いです。

事務局（区長）	すると、地区社協について安土学区と老蘇学区は分けて分けられないことはないという判断ですか。
会長	本来は分けようという事だったのです。
近江八幡市社会福祉協議会事務局（区長）	何も決まりはないです。 社会福祉協議会の役割とか、これからの福祉の行政をきちっとしておかないと。例えば9月3日の防災訓練に社協は社協で、取り組みは別としてされるのですか。
近江八幡市社会福祉協議会	別では無く、安土学区の防災訓練の中にボランティアセンターとして位置付けしていただきまして、取り組みさせていただきます。
事務局（区長）	これは社会福祉協議会安土の独自の活動と私は解釈したのですが。
近江八幡市社会福祉協議会	地区社協で独自に進めていることではありますが、まちづくり協議会と防災訓練の一環として調整させていただいて一緒に取り組みさせていただきます。主な担当は社会福祉協議会となっています。
事務局（区長）	老蘇学区の場合はどうですか。
近江八幡市社会福祉協議会	2箇所に分けてすることはできないので、今年は安土学区でさせていただいて、来年度は老蘇学区でさせていただきます。
事務局（区長）	そういうお話ができていたのですね。同じ良い活動をしていても、その辺のずれが気になりました。
近江八幡市社会福祉協議会	防災訓練につきましては、老蘇学区とも連携してまいりまして、地区社協が安否確認の受付をしております。各自治会で民生委員、福祉協力員の連携により安否確認を地域でしていただき、老蘇のコミュニティセンターの方に、安土は安土コミュニティセンターの方に報告をしていただきます。そこに、社協の役員さんが行っていただいて対応していただきます。安土の方は併せて今年は災害ボランティアセンターの訓練をさせていただくことになっています。
委員	先程ありました高齢者の送迎の件ですが、今日の農業新聞に載っています。いろんな地域で送迎について始まっております。国も規制緩和しないといけない、と考え始めています。

事務局（区長） 会長	<p>ありがとうございます。また、見ておきます。</p> <p>皆さんどうですか。協議事項に入りますが、社協課長はベテランですし、課題も含めてアドバイスをいただけたら。</p>
委員	<p>私からは、包括支援センターのこともあるのですが、住民側からすれば「どこに相談すればよいのか」。現実、ひまわり館に相談行ったり、「包括支援センター、そんなのがあったの」という話になりますので。安土の社協なら社協に行ってもらったら、どこでどうしてもらったらよいか窓口業務しようと思ったらしてもらえ。包括支援センターという窓口は、私の考えで言いますと、これからの時代各集落におそらく必要なのでは。そこまで考える必要があるのかな。</p>
副会長	<p>中学校区に包括支援センターが置かれるなら、安土も安土中学校区に一つ包括支援センターがあってもよいのでは。</p>
会長	<p>社協としては、相談に来られたらお答えしますよ、ご紹介しますよ、というスタンスですね。</p>
近江八幡市社会 福祉協議会	<p>社会福祉協議会は民間の団体でありますので、地域で困っておられる方がここに相談してもらってよいですよ。先ず初めの相談窓口という役割を果たしてもらえたら、と思います。</p>
会長	<p>皆さんどうですか。社会福祉協議会として取り組んでいただいている取り組み、社協といっても幅広いのですが、ざっと理解していただけましたか。その中で来ていただいたら、ご紹介なりお繋ぎしますと社協は言っておられますが、社協が対応できない高齢者の相談は包括支援センターで。いろんな子どもの悩みは行政としての担当課が設置されている。社会福祉的な問題が、どこか行けば全て解決する、という様子ではない。それぞれ担当部署にご相談に行かないといけません。概ね何かあれば、社会福祉協議会にご相談したら、お繋ぎはしていただける。</p>
委員	<p>説明いただいて、とても広範囲の仕事をなさっていて、ボランティアの担い手の問題とかいろいろあると思います。包括支援センターの話がありましたが、窓口は大事だと思うのですが、安土地域での相談窓口の問題や課題はありますか。</p>
会長	<p>日々の活動の中で、社協の仕事ではないですが、安土地域に包括支援センターが無いが故に、住民からいろいろと社会福祉に相談や、事例とかが有りますか。</p>
委員	<p>他の学区の社協はコミセンの中で事業をされているということですが、安土地</p>

近江八幡市社会
福祉協議会
会長

区と違うと思うのですが、人員的には本来的には他の学区と同じですか。

比べることが中々ないのですが。

1件1000円の会費は、他の学区は取っておられますか。

近江八幡市社会
福祉協議会

取っておられる所も有りますし、取っておられない所も有ります。市の社協の会費が380円×平成4年くらいの世帯数の6割りくらいの計算で変化ないのですが、いただいています。それは各学区社協からいただいています。安土地域では地区社協で1件1000円の会費をいただいて、そのうち380円を近江八幡市の社会福祉協議会に納めていただいています。学区によっては500円とか、1000円の所もありますがあまりないです。学区によっては1件、1件の会費ということではなくて、まちづくり協議会に自治会から納めているお金がそのまま市社協に380円来ている所も有ります。安土地域は社協の会費を納めていると皆さんからご理解いただいた上で成り立っているところです。いただいた380円のうち130円はバックして学区社協の活動支援になっています。そのバックする分と380円以外の1000円の分とが地区社協の活動費になっています。その中から臨時職員を一人雇ったり、いろんな活動費に使ったりしている。活動費は他にも福祉バザーやいろんな助成金から成り立っています。他の学区はまちづくり協議会の職員が学区社協の事務局を担当していただいています。大きな学区では、ほぼ学区社協の事務局として仕事をやったださっている方もおられます。地区社協、学区社協の活動量でいうと、安土地域はすごく多いです。他の学区もいろいろがんばっていただいています。安土は以前のことを一つも減らさずにやったださって、ということで業務量は一番多いです。窓口として関わっていただいている課題としましては、民生委員さんで、「地域包括支援センターに行っても居られなかったり、忙しくされているので、すぐ対応してもらえない」、「すぐに相談できないこともあるよ」と聞いています。民生委員さんから聞いていますと、相談して繋いでもその後の状況を返してもらえなかったり、繋ぐことは繋ぐが、その後の活動がどうなっているのか、そういったことが繋がっていない、と聞かせていただいています。昨日民生委員の会長会があったのですが、包括に繋いだこととかも併せて社協の方にも情報提供して行こうと言っている。なかなか、包括が抱えておられる課題とか社協の方はほとんど知らなかったりします。社協も元々いろんな個人情報があるという訳ではありませんので、地域から聞かせていただいたことを一緒に考えるようにしています。いろいろな皆さんの課題と一緒に考えられるようにと思っています。専門機関とのネットワークづくりという点では、今地域でいろんな活動を一生懸命やったださっていますが、地域だけでは手に負えない活動はたくさんあります。地域で安心して活動していただく為にも地域包括支援センターとか、いろいろな相談機

関のネットワークを繋がって支援していかないと難しいな、と思っています。

会長

社協で一生懸命されている、自治会単位で見廻り隊をするのでも、社協課長があっちこっち引っ張り廻りでそればかりやられてられない。そういうのも行政のどこかと一緒にもう少し手分けしながら、とか感じておられますか。

近江八幡市社会
福祉協議会

もう少しいろんな所と連携をしていただけるといいなと思っています。計画を作ってから福祉政策課との連携の中で、福祉政策課も災害時の体制作りで廻られていますので、そこに一緒に行かせていただいたり、逆に私達が行くときに福祉政策課に来てもらったり、そういう連携から始めています。

会長

そういうのは、行政側とすれば、行政としての支援責務と社協としての社協に対する行政からの支援と両面ありますから、行政としても快く受け入れていただいている様子ですか。

近江八幡市社会
福祉協議会

今の所、そういう連携が始められたという所です。福祉政策課ですと避難行動要支援者の説明、地域の中で防災体制づくりとか進めていただきたい、呼びかけをされています。社協としては日頃からの見守り、声かけとか繋げていきたいと思っていますので、具体的な取り組みに移して行くのは社協の関わりが必要かなと思っています。

会長

委員各位、他にありませんか。無いようでしたら、大変お忙しい中報告いただきました。またお世話になることがあるかもしれませんが、宜しくお願いします。社会福祉協議会の説明報告は終了したいと思います。ありがとうございました。

社会福祉協議会の活動内容について報告いただきましたが、社会福祉活動の課題について、各委員何か感じておられましたら。以前から言っておられるのは包括支援センターについては長寿福祉課をお願いしてお聞きするとさせていただきます。社会福祉関係で社協が行政から委託されていること以外で日頃から地域で気にされている点がございましたら、その担当課からご説明を受けるということも必要ですが。気にされている福祉課題が有りましたら。

委員

人を選ぶのが大変です。福祉協力員が2年単位で替わる、2年目に替わる時に区長をしたら、区長さんの奥さんがどうしてもそこに入ってもらわないと、そんな形になってしまっている。だから「あたらしいやだな」、そんな考えが多いです。それだけ大変だと思う。

副会長

大中の場合はもう一人頼んで、2人で交互にさせてもらっています。

委員	成り手が無いので、頼みに行っても受けられない。区長さんの奥さんになってしまうのが現実です。
近江八幡市社会福祉協議会	最近は見守り隊でも、そういう課題が出ていまして、複数年、長く続けてもらった方がよいだろう。一度に変われると一からになるので、二人期間をずらして、毎年毎年主の方が順番に替わられると安定する。そういう自治会が増えています。
委員	奥さん同志、仲が良かったらよいのですが。
近江八幡市社会福祉協議会	民生委員との連携が大事です。民生委員と自治会長の推薦により、ということをお願いしているので。いろんな所で成り手がお願いするのが難しい状況です。で大変ご苦労いただいているなど、思います。
会長	他に有りませんか。次の課題は包括支援センターの設置実態について招致してお話しを聞くという事にして宜しいか。ではそれは事務局からお願いします。市からも「地域福祉計画」で説明いただいて、今社協からも活動内容について報告がありました。社会福祉関係で何か聞きたいことが有れば、考えてもらいまして。時間も無いので次に進めさせてもらいます。 先進地視察研修について事務局にあたってもらっていますので、ご報告いただきます。
事務局	研修先の候補の一つが岐阜市柳津地域事務所です。柳津地域自治区は平成18年1月1日に設置され、平成28年3月31日に満了済みです。事務所を現在改修工事中で訪問人数は制限が有り、5名前後でお願いしたいとのお願いでした。 もう一つ三重県伊賀市には宗野アドバイザーから提案がありました。伊賀市は自発的に住民自治協議会、地域協議会とは全く異なりまして住民自治協議会というものを別に設置されている市であるとのことです。 伊賀市の詳細については、アドバイザーから参考文献を提示いただきました。専門図書につき、今事務局では参考文献を県立図書館に照会をかけています。詳細については分かり次第ご提示しますので、しばらくお待ちください。 柳津地域事務所へは8人乗り公用車をご準備します。事務局からは以上です。
会長	柳津は地域自治区終了後1年強、既に経っていますが、我々とよく似た状況です。第2期に訪問しましたが、その時の担当者も事務所におられまして、ただ人数制限があります。協議会からは3名程度の選出になろうかと思えます。人選について、いかがさせてもらったらよいですか。立候補ございますか。できるだけ柳津には早く行っておきたいのです。

事務局（区長） 法律で残り時間が決まっていますので、あくまで参考にどういう風な結末で
どういう風な過程で、こういう風に終わられたというのは参考になると思います。
伊賀市については、これはこれで全員が行くとか。

会長 アドバイザーもおっしゃっていたのは、できれば議員さんも行かれたらよいと
のことです。地域自治区終結で何か参考になるものがあれば。次を考えないとい
けないので、実は急いでいるのです。次、次と考えていかないと、見ているうち
に4期を終了すると、手ぶらで5期という訳にはいかない。第4期の任務ですの
で、なんとかして片づけたいと思っています。我々では考え付かないヒントを外
に求めてそれを4期の総括的なものに積み上げていきたい、という思いです。柳
津は地域事務所を残しておられます。第2期の平成24年に視察に行っていま
す。

事務局（区長） 私は覚えています。協議会の基本の理念を決めるのに精一杯でした。滋賀県に
そういったものが無いので、初めての地域協議会でしたので勉強に行きました。
できましたら全員が行けるとよいのですが、是非とも協議会から代表で出ていた
だきたい。

会長 柳津は大垣市を超えて、岐阜羽島の途中くらいですか。
日程については柳津の田中所長に3候補ほど聞いて、その該当する日に参加で
きる方で委員の半数ぐらいで考えていただく。次の会議運営部会の中でも検討し
て皆さんにご案内します。ご都合つくようでしたら、とご確認連絡させていただ
きます。アドバイザーご紹介の伊賀市については、文献を照会中ですので内容を
確認してから、市議会議員にもお声かけしてご参加いただくスケジュールで行き
たいと思います。ご意見ございますか。無いようでしたら先進地視察はそのよう
に進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

次に、「安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況につ
いて」です。

安土学区について善住委員より報告をお願いします。

委員

（報告）

主な行事

経過 7月22日 外来魚さかな釣り大会（西の湖周辺）

子ども会わくわく映画会（7月26日、8月2日、8月9日）

7月30日 こどもデイキャンプ（安土B&G海洋センター）

予定 8月24日 ヨシ灯り展作品づくり
8月26日 夏休み！宿題ピンチ大作戦
8月26日 安土コミセン昭和な夏祭り
9月3日 安土学区防災訓練
9月23日、24日 西の湖よし灯り展

会長 続いて老蘇学区の報告をお願いします。

委員 (報告)
主な行事

経過 7月29日 ヨシ灯りをつくろう
8月5日 老蘇ビオトープまつり
8月12日 第4回西の湖カヌー探検隊
8月17日 第3回健康カラオケ「おいそ屋」

予定 8月26日 学区総合防災訓練 確認・拡大会議
9月3日 老蘇学区総合防災訓練
9月21日 第4回健康カラオケ「おいそ屋」

会長 只今の報告で、ご意見ご質問ありますか。

委員 9月15日体育大会全体打合せ(老蘇コミセン)は22日に変更だと思います。

委員 確認します。15日が誤りで22日が正しいです、訂正します。

会長 他に質問ありますか。無ければ両学区の報告は終了します。続きまして、その他事項で、事務局より「安土健康づくりセンターの活用について」報告をお願いします。

事務局(区長) 健康づくりセンターの利活用について今日までの経過、現状、今後について報告させていただきます。指定管理者制度の管理運営期間が満了しました今年の3月をもって運営を終了させていただきます、「近江八幡市健康づくりセンター条例を廃止する条例」の制定について3月市議会定例会に上程させていただいてご承認をいただきました。運営終了に基づきまして、健康づくりセンターをご利用させていただいておりました回数券の課題が残りまして、そのことも利用者の皆さんに万全に周知いたしまして販売に対する払戻しについて、利用者さんに事前に周知させていただき、払戻しの期間を広報にも載せさせていただき、利用者さんにはその都度連絡をしまして4月20日から9月29日までの間に払戻しをして

ください、という周知をしております。支所の窓口で現在対応をさせていただいている状況です。9月29日、来月1カ月余りとなりましたので、再度9月に全戸配布されます市の広報で掲載させていただいて、「払戻しを受けてください」という周知をさせていただくだんどりで担当は動いております。

8月24日今日現在の払い戻し総数は445枚払い戻しがございました。その内途中から指定管理者に代わっていますので指定管理者が発行した回数券の分が253枚、払戻しを受けております。旧安土町が発行していた回数券が無期限で期限が入っていませんでした。払戻しをしないといけないということで、旧安土町の方で払戻しした枚数が192枚でした。金額でいきますと121、485円の払い戻しをさせていただき、1枚273円ということで払戻しをさせていただきました。8月中は20枚程の払戻しでした。だんだん減ってきておりますので、後1カ月で多く見込んで、50枚と見込んででも総数500枚前後の払い戻しをするということになるのか、と推測しています。1枚273円とはいえども、回数券を購入していただいていますので、その辺の残処理もきちっとしたい、落ちのないように業務をしているところです。

なお、現在ある施設を今後どのようにしていくか、ということですが、一定の方向性を都度報告させていただいた経緯がありますが、再度申し上げます。

施設の運営終了に至った経緯の中で健康づくりセンターあり方検討委員会において示された3案それぞれに慎重に検討した結果、旧健康づくりセンターの用地については、用地の確保から開設当時の運営、施設の利用等、地元内野の皆様を始めとする地域のご協力をいただきながら今日まで運営をさせていただいた背景もございます。提言されました「その他の有効活用」という提言の中でいろいろと検討しまして、障がい福祉の向上のための利活用が最も必要なことと結論づけたところです。理由については、厚生労働省の補助金を活用し、整備した経緯がありました関係で、これら福祉分野以外での有効活用は非常に難しい。補助金返還、適化法の関係にもなりますので、本市の福祉政策の中で障がい福祉の分野での課題が年々多くございまして、中でも作業所に通っておられる障がい者の3割の方が既に50歳代というお歳になられまして、その保護者はさらに高齢者ということもありまして、親なき後の問題を抱えてグループホームの整備を懇願されている状況も含め、なんとか早く解決しないといけないというのが問題になっている、というのも現状です。加えまして医学等の進歩によりまして、低出生体重児であっても助かる命が増えた結果、障がいの有る児や、発達障がい児も増加傾向にある、というのも現状であります。特別支援学校卒業後の福祉的就労の、常時介護支援が必要な人の活動の場であります所謂「作業所」が不足している他に、障がい者の方も長寿命化もございまして、作業所に一度入られますといつまでもそこに留まるということで、中々作業所が空かない、いつも満杯になっているという状況です。新たな希望、ニーズに応えられない深刻な問題も原因になっているのも理由の一つです。そして、障がい者の生活支援において、相談支援は

本当の根幹でありまして、在宅生活を支援していくためには、緊急時の支援として、短期入所のサービスも必要である。これらの総合的なサービスを24時間身近な地域において地域生活支援の拠点として整備していくことが迫られている状況です。こういったことを鑑みまして、今日まで健康づくりセンターの福祉的役割の後を受け継ぎまして、新たな障がい福祉サービスとしての利活用について、今の施設が規模的なことも含めて、本当に障がい福祉の施設に活用できるのか、可能な限り早期に障がい福祉施設の課題解決をしていかないといけない、基盤整備もしていかないといけない。調査費を平成29年度既に盛り込みまして、調査費を使って現状を活用できるかという調査が済みました。調査が済んで取り組みがまとめられたということでございます。その後の作業を進めてきた、ということでございます。資料の「障がい福祉施設の整備について」の中の①～⑤を一括して障がい者福祉の対応として運営できる社会福祉法人の事業者さんを一般へ広く公募しようということで、7月の21日から募集を開始し8月9日で締切させていただきました。8月1日には現地見学会が行われ、8月9日と10日の2日間に亘って申請書の受付をさせていただきました。

資料「障がい福祉施設の整備について」より

(施設整備の概要・規模)

- ①生活介護 定員20名
- ②就労継続支援事業B型 定員20名、計40名
- ①と②は日中活動する場として作業所を意味する支援の部分です。

- ③共同生活援助（グループホーム） 定員10名×3ユニット 計30名
10名の平屋建てと20名が収容できる2階建て
(女子が10名、男子が20名)
住まいの場、生活の拠点になる部分です。

- ④短期入所（ショートステイ） 定員4名
緊急時のお泊り用です

- ⑤相談支援事業
いろんな日常の相談が事業の根幹になっています

これら①から⑤全てを満たせる規模の業者が募集されたという状況です。

グループホームは障がいの有る方の地域生活支援の拠点であることから、当然地域住民との交流の機会も十分でございますし、障がい者の社会参加促進、自立支援に向けて、障がいの有る人も、無い人も、その人らしく暮らすことができ

る共生社会の実現を目指して無くてはならない場であると、言っても過言ではないかなと思います。したがって、共生社会の実現に向けては地元の自治会の方々、地域の住民の方々、関係団体の方々等の総合的な理解も必要でございます。また運営には円滑な関係を築いていかないと中々うまくいかないということで、そういう関係の構築は不可欠であると思っています。この経過につきましては、9月議会が始まる前の市議会の全員協議会が持たれましたので、今言いましたことはその時説明させていただきました。即、その後8月11日に地元の内野の地域に区長さんを通じてご無理を言いまして、地元の関係者が集まっていた場をもって、このことを十分に説明させていただいて、ご理解とご協力、支援をお願いしてきたところです。

なお本日、選考委員会が開かれました。厳粛に経営状況から施設規模の各項目が適切にできるかできないか、実績が有るか無いか、選考委員会で審査が行われました。結果につきましては、ホームページや一般公開という運びになります。

会長

何かご質問ございますか。無いようでしたら、その他事項を事務局よりお願いします。

事務局

「第4期（後期）の活動指針について」
資料に基づき説明

合併協定項目の未調整項目の「景観農業振興地域計画」については先月調整完了ということでした。残る「市の歌」については、作詞については決定済みでメロディーについては今年度中に決定したい、という総務課からの回答が有りました。

会長

今後順次頭に入れて欲しいことが、「安土町総合支所のあり方」、「地域自治区終了後の自治のあり方」、「福祉自動車運行事業のあり方」、「安土防災行政無線のあり方」については、できるだけ早い段階で見当をつけたいと思っています。それと地域自治区終了後について、いろんな事例を伺いながら、我々なりにどうするかまとめ上げて行く必要がある。委員のみなさん、市民のみなさんからご意向がございましたら、お申し出ください。

それと、事務局で社会福祉の業務内容、担当課について一覧を作成いただきました。こういうことは、どの担当課、というのが分かります。気になることがありましたら、これとこれに携わっている担当課にお尋ねすることができます。せっかくですので、その担当課が掌握している事項について単一でなく二つ、三つの事項について状況をお聞きしたい、という方が良いでしょう。

事務局（区長）

会長、一つ宜しいですか。以前中間報告の市長報告をしに行った際に、庁舎の関係も有り、合併特例債のことを5年間延長する、異議なしでご承認いただいた

経過がございます。自治区、地域協議会が5年間延長ということでなしに、新市基本計画そのものを5年間延長するという事です。直々に会長から市長に「では、自治区・協議会が終わって誰が検証するのですか」言ってもらってます。というのは平成29年・30年度の2か年にかけて新市基本計画を基軸に近江八幡市総合計画の策定に入ります。新市基本計画を捨て、新たに総合計画だけで走るのではなく、やっぱり新市基本計画が軸となり進めるということです。その進捗によっては私から担当部局に、地域協議会に都度報告し、皆さんの意見を聞きながら進めて下さい、ということだけは伝えておきたいと思います。皆さんのご意見を聞く場があるかと思いますが、宜しくお願いします。

会長

次に皆さん気にしておられる、「除雪問題について」事務局よりお願いします。

事務局（理事）

除雪対応について、この冬安土地域の主要道路についての除雪対応ということで安土地域については機械除雪の計画路線というものができていなかったことで、非常に初動体制に遅れが生じておりました。それによりまして協力業者との除雪体制の構築というものができておりませんでした。そういう状況がございましたので、今回市の方で、「雪寒対策計画」を新たに策定しまして、安土地域においての機械除雪の路線をはっきり決めて協力業者との除雪の体制整備、約束を取って行って、いざという時に速やかに動いていただけるように、市と業者との関係の計画を作っていくということで、今現在計画を策定中です。もう一点は、こういった大雪の場合、各地域共、住民による除雪を実施していただいておりますが、今回の大雪というのは非常に対応が困難な地域がたくさんありました。近隣で建設機械等を保有しておられる住民の方々に除雪を依頼されるケースがありまして、地域での取り組みに行政としての支援が必要だとはっきりしました。6月の議会でも承認されていますが地域住民による除雪に対しての除雪機の購入費の補助制度の創設というのをまちづくり支援課が窓口になりまして地域住民の共助による除雪活動に対しての除雪機械の購入補助を新設しました。これにより地域での、いち早い取り組みの支援、通学路とか生活道路においての安全を図って参りたい。この2点によりまして、自助、共助、公助といった役割分担の中での効率的な除雪が今までよりかは、スムーズになってくるだろうと、担当部署で除雪計画を策定中です。計画ができましたらお示しさせていただくことになると思いますので、宜しくお願いします。

会長

何か質問ございますか。

委員

除雪の補助ですが、あの補助はいくらでしたか。

会長

上限が15万円、2/3までということです。

- 委員 「補助をもらって機械を購入して、誰が除雪するのだ」という意見が有ります。地域に年寄りがいるのに、機械もらって、誰が動かすのか。機械が1回も使わずにそのまま置いていても、傷んでくる、傷んだ後の修繕費がかかる。そんなのだったら、いつでもあるわけではないから除雪にかかる経費に回して、今の業者にやってもらった方が良く、という意見を結構聞いています。機械を買って支援してもらってもしょうがないと。各自治会の会長から、結構この意見出ています。実際に申請している所はほとんど無いでしょ。
- 事務局（理事） 窓口は私共でございませんので、そこまで分らないです。大きい主要道についてはいち早く除雪機械でやらないといけないというのは分かるのですが、住民の皆様の隅々の部分まで行政で中々そこまでできません。一番早い地元に住んでおられる方々の手でなんとか、という思いでこの制度はできたと理解しています。あれだけの雪が降ると人力では非常に難しいと思いますので。
- 委員 雪を飛ばすタイプは結構高いですよ。ジープや4輪駆動に付けて押すタイプではないですか。その類いを言われているのでは。
- 事務局（理事） いろいろタイプは有ると思いますが、2/3 までの補助で15万円が上限です。でそんなに上等なものではないのかな、と思います。
- 委員 「買って宝の持ち腐れで、後の費用は誰がみるのか。消防ポンプと一緒に、後は市が何もみてくれない。」という話が出て来る。
- 委員 補助の対象は自治会以外、例えば集落営農とかで、できますか。
- 委員 自治会経由でいかないと、まちづくり支援課でやっているから。
- 事務局（区長） 今、2段階の対応です。1段階については、以前旧安土町は「安土工作隊」という安土の業者が未だたくさんおられた時に行政が工作隊と提携を結んで、いざとなったら除雪してくださいという提携です。合併後、業者も少なくなったし、オール八幡市の中での範囲でしたので、確かに私もだいたい苦情も聞きましたし、怒られました。例えば通学道路、市からも要望しましてまだ決定ではありませんが、芦刈・大中・北原、石寺、内野から老蘇に抜ける道、これら子どもの通学路がおそらく業者により即対応できるようになると思います。後、2段階目の機械の補助につきましては、業者はあちらもこちらも入れませんので、各字、集落の中で、地域で対応する場合です。機械を購入する場合、全額は出ないかもしれませんが、2/3の補助を上限15万円でさせていただく、という

事です。

副会長

自治会が、あちらもこちらも欲しい、となったら何回も補助できますか。

事務局（区長）

自治会の負担も有りますが。今のところは台数総数は決まっていますかね。

事務局（理事）

総額の予算は出ていますが。要望が多ければ追加で補正をしなければいけないのかも分かりませんし、その辺は、しっかり声を上げていただいた方がよいとは思いますが。

委員

自治会で困るのなら、集落営農でとか。

委員

今年でもトラクターでずっと動かしておられた方が居られました。

事務局（区長）

今のご意見ですね、地域の中で使われるので同じ自治会の中で申請者を自治会長にされればどうですか。

事務局（理事）

自治会の中で合意がされておれば。

委員

動いていただくのは、営農で。

会長

既に西老蘇では3度くらい、自治会長とあらゆる打合せをされています。ところが問題になったのは、集落内道路は、雪をどけてもらわないと困るという事で、今、ダンプをお持ちの方とショベルをお持ちの方に協力申し合わせ書を自治会が今度交わそうとされています。1回の経費にはなりません、燃料代くらいのお礼を出そうか、という申し合わせを作ろう、と動いています。営農にはその雪捨ての田んぼをその間、溶けるまで貸してください、と要望します。そういう大雪の年は道路わきの田んぼ1枚を雪捨ての場所として貸してもらえませんか。地域で関係者のそういう合意文書を作って交わそうか、今年の自治会長は動いておられます。前もって承知さえしていただければ、動けるだろうと。老蘇学区では自治連合会で結構除雪の事を言われたらしくて、西老蘇では評議員会の後、農業組合、営農等関係役員を寄せて打合せをされました。「機械を買って意味があるだろうか」、議論をされたのです。斜めに雪をどけて行くと、余計に道が雪で詰まる。そういうことはせずに、集落内で合意形成を作ろうか、と西老蘇の場合は進めておられます。

これは、担当課から改めて除雪対応が明確になればご報告いただける、ということですね。

事務局（理事）

はい。

会長

他に何かございませんか。最後になって参りました。
来月の予定ですが、9月の会議運営部会につきましては、9月6日（水）午前9時30分からということで決定しております。
9月定例会については、9月20日（水）午後1時30分からということで提案いたします。ご異議有りますか。ご異議無いようでしたら、9月定例会は9月20日（水）午後1時30分からでお願いします。
柳津については、事務局で相手方にご確認のうえ、都合の良い日程を複数聞いていただいて、各委員に希望を確認したいと思います。
では以上で、本日の会議を終了したいと思います。
副会長から一言お願いします。

副会長

（あいさつ）

【終了 16:30】

会議録作成
近江八幡市安土町地域自治区事務所
住民課 庶務グループ
TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320
E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp